



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



公共工事における低価格入札問題に対する
公正取引委員会の取組状況及び今後の対応

公共工事品質確保に関する議員連盟
「公共工事契約適正化小委員会」第2回資料

平成25年2月28日
公正取引委員会

① 公共建設工事に係る低価格入札問題に対する独占禁止法の厳正な執行

○ 低入札価格調査後、契約された公共建設工事等について情報収集。

⇒ 調査の結果、実行予算上の工事原価を下回る落札価格で受注していた事案につき、警告・公表。

情報収集時期	情報提供 依頼先	提供件数	措置内容
平成15年11月	国土交通省 都道府県	約700件	警告2件 <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)守谷商会に対する件 ・ 磯部建設(株)に対する件
平成18年10月	国土交通省 農林水産省 都道府県 政令指定都市	約2,300件	警告5件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大成建設(株)に対する件 ・ (株)大林組に対する件 ・ (株)間組に対する件 ・ 馬淵建設(株)に対する件 ・ (株)丸本組に対する件
平成20年1月	国土交通省 農林水産省 都道府県 政令指定都市	約2,000件	警告3件 <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)奥村組に対する件 ・ オリエンタル白石(株)に対する件 ・ 戸田建設(株)に対する件

② 公共建設工事における不当廉売の考え方(平成16年9月15日公表)

1 独占禁止法が禁止する不当廉売

「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給すること」(価格要件)により、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」(影響要件)がある場合に、独占禁止法で禁止する不当廉売に該当する(不公正な取引方法第6項)。

2 公共建設工事における不当廉売の考え方

公共建設工事の特性に照らし、その不当廉売の考え方を示すと、以下のとおりである。

(1) 公共建設工事における費用構成

工事原価＝直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費
工事価格＝工事原価＋一般管理費等

(2) 公共建設工事の特性を踏まえた考え方

ア 前記1の価格要件のうち「供給に要する費用」とは、通常、総販売原価と考えられており、公共建設工事においては、「工事原価＋一般管理費」がこれに相当するものと考えられる。また、「供給に要する費用を著しく下回る対価」かどうかについては、落札価格が実行予算^(注)上の「工事原価(直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費)」を下回る価格であるかどうかをひとつの基準となる。

イ 前記1の影響要件については、安値応札を行っている事業者の市場における地位、安値応札の頻度、安値の程度、波及性、安値応札によって影響を受ける事業者の規模等を個別に考慮し、判断することとなる。

(注) 実行予算

落札業者は、発注者との契約締結後、契約価格(落札価格)を基に、改めてそれぞれの経費について詳細な見積りを作成する。これは、通常、実行予算と呼ばれており、実際に工事を施工するに当たっては、この実行予算に従うこととなる。

③ 低価格入札問題に関する公正取引委員会の提言等

○ 公正取引委員会は、平成15年以降、入札制度の改革等の取組の状況について、アンケート調査等を実施し、その結果を基に、公共調達に関して競争政策上望ましい方向について、次のような考え方等を提示^(注)。

- ・ 最低制限価格を適切に設定していくとともに、発注者の審査体制の整備を図りつつ、低入札価格調査制度の活用を図っていくことが適当。
- ・ 低入札価格調査制度の運用上の課題についてヒアリングを行ったところ、低入札価格調査の対象としても、実際に契約締結に至らない事例は極めて少数にとどまっていること及び低入札価格調査の対象となった業者については、施工後も重点監督の対象とする必要があることを挙げた団体が多数。
低入札価格調査制度が有効に機能しない主な理由は、事業者の個別の事情を踏まえると、事業者が適正な履行が可能であるとしたものを否定することは極めて困難であること。
- ・ 公共調達において、価格以外の品質要素を発注者が適正に判断できる体制を整備していくことは、公共調達市場における重要な課題。
このため、まずは、国、都道府県等や大規模政府出資法人において、総合評価方式を段階的に拡充することでこの制度の運用経験を蓄積。そこから得たノウハウ等を小規模団体へと順次移行していくことにより、総合評価方式の普及を段階的に進めていくという努力が重要。

(注) 具体的には、次のものがある。

- ・ 「公共調達と競争政策に関する研究会報告書」(平成15年11月18日)
- ・ 「地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書」(平成16年9月8日)
- ・ 「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」(平成18年10月31日)
- ・ 「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会報告書」(平成20年5月9日)

1 不当廉売行為に対する独占禁止法の厳正な執行

- ・ 不当廉売として問題のある行為が認められた場合には、独占禁止法に基づき厳正に対処。
- ・ 調査の過程で、発注方法に問題があると考えられるものについては、発注者に対し、発注方法の改善等を要請。

2 低入札価格調査制度，最低制限価格制度，総合評価方式等の活用

- ・ 安値受注問題への効果的な対応のためには、不当廉売規制のみではなく、発注機関において、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、総合評価方式等の制度を積極的に活用することが重要であるとともに、このための環境整備が必要。

3 下請事業者に対するしわ寄せへの対応

- ・ 国土交通省において、建設業法に基づき、元請・下請関係の適正化を一層推進するため、実態調査、立入検査、是正措置の徹底の指導等を行うなど、積極的な取組が行われているところ。
- ・ 建設業法では、国・地方公共団体を含め、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする契約を締結する行為を禁止。